

新型コロナワクチン 追加接種（3回目接種）のお知らせ

新型コロナワクチンを2回接種した場合であっても、接種後の時間経過とともにワクチンの有効性が低下することが諸外国において報告されていることから、追加接種（3回目接種）について、国から次のとおり方針が示されています。

問い合わせ先

新型コロナワクチン接種対策室
☎ (46)7562、FAX (76)9048

■追加接種（3回目接種）の方針【国】

対象者

18歳以上で、2回目接種を終了した人のうち、原則8カ月以上経過した人

接種回数

1回

接種費用

無料（公費負担）

■接種券発送時期

2回目接種完了時期	接種券発送時期
令和3年3月・4月	令和3年11月下旬
令和3年5月	令和3年12月下旬
令和3年6月	令和4年1月下旬
令和3年7月	令和4年2月下旬
令和3年8月	令和4年3月下旬
令和3年9月	令和4年4月下旬
令和3年10月	令和4年5月下旬
令和3年11月以降	令和4年6月下旬

- ・接種の詳細（日時・場所・ワクチンの種類など）は、決まり次第お知らせします。
- ・2回目の接種を受けていない人には、追加接種（3回目接種）の接種券は発送されません。
- ・2回目接種後にみどり市へ転入した人で接種を希望する人は、事前に申請をしてください。
- ・国の方針などによりスケジュールが変更となる場合があります。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

ワクチン接種は強制ではなく、あくまでもご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。
接種を望まない人に接種を強制することはありません。職場や周りの人に接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、ご理解、ご協力をお願いします。

子育て世帯へ 臨時特別給付金を支給します（予定）

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」を支給予定です。

対象児童 次の①から③のいずれかに該当する児童

①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童

②9月30日時点で、高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）

③10月以降、令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

支給対象 ①から③に該当する児童の保護者などのうち、生計を維持する程度の高い者（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

支給金額 対象児童1人につき5万円

支給時期 12月末から順次支給予定

支給方法

・児童手当（本則給付）受給者（①）…申請なしで、令和3年10月支給時の支給口座に振り込み予定。

・対象児童が高校生など（②）または新生児（③）、支給対象が公務員など…支給方法については調整中
※詳細については市ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 こども課こども福祉係（笠懸庁舎）
☎ (76)0995